

部落差別の解消の推進に関する法律 鳥取弁バージョン

(目的)

第一条 「もう部落差別ちやなん、ありやせん」って声を聞くけど、本当は、まだあるだけえ。それも、スマホだ、インターネットだって、機械をつかって顔を見せずにする差別が増えとるだつて。でもな、日本国憲法もいつとるけどな、わたしらーは、みーんなが、生まれたときから「自由」で「平等」な存在だけえ、『部落差別は許されんだで』ってことをちゃーんと理解して、『なくしていかんといけん』って、みんなが行動することが大事だが。だけえ、「どうやってなくしていったらいいか」ちゅう大本を決めて、みんなに、国や県や市が「なにをせんといけんか」ちゅうことを知らせること、それで、なんかあったら、すぐにだれかに相談できるようにするけえ、みんなで協力して、部落差別のない社会をつくっていかうでって、決めただが。

(基本理念)

第二条 なんどもいうけどなー、わたしらーは、みーんな、「自由」で「平等」で一人ひとりが大事にされんといけんだけど、部落差別があったら、そうならんが。だけえ、なんで部落差別があったらいけんか、みんなが、よう考えて、「そうだでなー。なくさんといけんでなー」って、一人ひとりが、ちゃんとわかつたうえで、部落差別をなくすための取り組みを進めていかんといけんだけど。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国はな、第二条の「みんなが大事だで」「差別があったらいけん」ってことを大事にし

ながら、部落差別をなくすためにいろんなことを考えて、していくだって。でな、県や市が、「どうやって進めたらいいだろうか」って困ったたら、「こうしたらいい」とか、「ほかのところは、こんなんでしとるで」って教えんといけんかった。

二 県や市もな、国と同じように、「みんなが大事だ」「差別なくしていこうで」って、国がやらんといけんこと、自分らでやることを決めて、助け合いながら、鳥取なら鳥取でせんといけんことを、一所懸命やっていくだって。

（相談体制の充実）

第四条 国は、困つとる人が相談にきんさったら、「あっちいけー。こっちいけー」で、ならんように、安心して相談できるところをつくっていくだって。

二 県や市も、国がやること、自分らがやることをしっかり考えて、鳥取なら鳥取にあった「話がちゃんときいてもらえるところ」を増やしていくようにがんばるだって。

（教育及び啓発）

第五条 部落差別なくしていくために、わたしらも、ようけ知らんといけんことがあるだけえ、勉強せんといけんだけ。だけえ、勉強する場を、国が用意するだって。

二 部落差別ついても、住んどる所で、問題になつとることはちよつとずつちがうだけえ、国だけじゃなくて、県や市も、勉強する場をつくるようにするだって。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 「部落差別は、まだあるで」っていても、「どこにあるだいな」、「なにが差別だいな」ってわからんこともあるけえ、なくしていくには、まず、みんなで協力して、調べんといけんや。

衆議院による附帯決議

子どもとおとなで、部落差別知つとるもんと知らんもんもあるだし、どこに住んどるかで困つとることもちがうだろうけえ、そこらへんをちゃんとして、傷つく人がおらんように気いつけながら、部落差別なくしていくようにせんといけん。

参議院による附帯決議

部落差別なくしていくのに、どこにどんな問題があるか、ちゃんと考えて、また差別を生まんように、気いつけながら、やらんといけん。とくに、次の三つ、忘れたらいけん。

一 これまで、なんで差別がなくならんかったかちゆうことを、ちゃんと振り返って、どうしたら同じことにならんか、ちゃんと考えながらやらんといけん。

二 勉強するときは、「差別なくそうと思つてやったことなのに、だれかを傷つけてしまった」って後悔せんように、ちゃんとして、やる中味とやり方を考えてからせんといけん。

三 「どこに、どんな差別があるだいな」って調べるときに、差別を生んだりせんように、調べるときは、なんでせんといけんか、やりかたはまちがってないか、しつかり考えてせんといけん。